

師範歴史

本科用卷一

文部省



師範歴史

本科用卷一

文部省

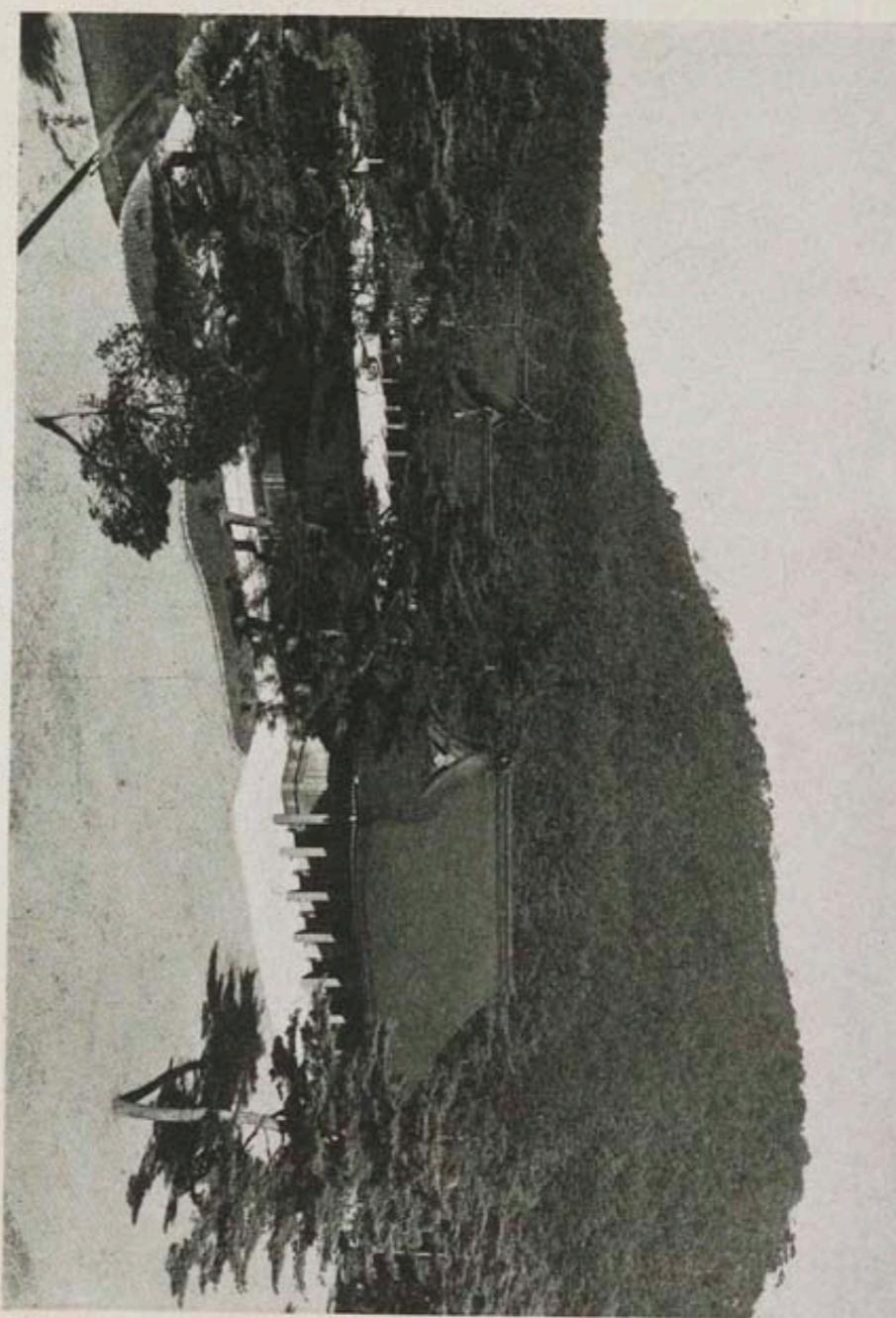


皇 大 神 宮

師範歴史 本科用 卷一

目 次

序 説	一
一 國史の展開	一
二 歴史學習の意義	三
第一章 肇國	九
第一節 肇國の宏謨	九
第二節 神武天皇の御創業	六
第二章 大和時代と皇威の發展	四
第一節 皇基の振起	四
第二節 國威の發揚	三六



華 風 雪 時

第三節 氏族制度

第四節 固有文化と大陸文化

四六

西

第三章 大化革新と東亞

第一節 大陸の情勢と革新の氣運

充

第二節 大化革新とその進展

八三

第三節 飛鳥文化の興隆

一〇〇

第四章 奈良の盛世

第一節 皇都の建設と國力の充實

一〇六

第二節 政治と佛教

一〇六

第三節 外交の諸相

一一七

第四節 天平文化の盛觀

三七

第五章 平安の御代

一四七

第一節 桓武天皇の新政

一四七

第二節 朝政の隆運

一五三

第三節 摂關政治

一五五

第四節 院政

一八

第五節 外交と貿易

一九

第六節 國風文化の成熟

二〇一

第六章 鎌倉武士と元寇の撃攘

二六

第一節 鎌倉幕府の成立

二六

第二節 元寇と國民精神の昂揚

二八

第三節 日宋交通と海外貿易の進展

二九

第四節 新文化の様相

二五

第七章 建武中興と吉野時代

二八

第一節 建武中興とその精神

二九

第二節 吉野時代

二九

第八章 室町幕府と國內の情勢

二九

第一節 室町幕府の盛衰

三〇六

第二節 外交と貿易	三一八
第三節 經済生活の發展	三二五
第四節 東山文化の諸相	三三九
第九章 海内の統一と世界情勢	三五三
第一節 尊皇精神の發現	三五三
第二節 海内の統一	三五七
第三節 海外發展と世界情勢	三七〇
第四節 桃山文化の特色	三九一

附 錄

御歴代表	一一
年表	四
諸氏系圖	一一

寫真目次

卷頭 皇大神宮 橋原神宮	
第一圖 皇大神宮御本殿 出雲大社本殿	
第二圖 曲玉 石庖丁 石斧 石槍 裝飾附掛(二種) 繩紋式臺 填輪男子像 同武人像 同女子像	
第三圖 法隆寺西院全景 玉蟲厨子(金堂内) 救世觀音菩薩像(夢殿内)	
第四圖 中宮寺如意輪觀音菩薩像 廣隆寺如意輪觀音菩薩像	
第五圖 五重塔(法隆寺) 金堂壁畫(法隆寺) 東塔(藥師寺) 金堂藥師本尊像(藥師寺)	
第六圖 東大寺法華堂不空羈索觀音菩薩像 同月光菩薩像 唐招提寺金堂	
第七圖 唐招提寺金堂盧舍那佛像 藥師寺吉祥天圖 過去現在因果經	
第八圖 伎樂面(正倉院御物) 伏折羅大將像(新藥師寺十二神將内)	
第九圖 正倉院御物(鳥毛立女屏風 麒鹿草木夾繡屏風 金銅花形合子 蟠銅紫檀五弦瑟 瑟 鏡 銅鑼 銅鏡)	
第十圖 正倉院御物(彈弓 圓鏡平蟠銅背 沈香木畫箱 新羅琴 尺八 橫笛 竹 笛)	
第十一圖 觀心寺如意輪觀音菩薩像 鳳凰堂本尊阿彌陀如來像 平等院鳳凰堂	

- 第十二圖 高野山阿彌陀如來二十五菩薩來迎圖 醍醐寺五重塔 三佛寺投入堂
- 第十三圖 真如親王御畫像 平家納經(法華經功德品)
- 第十四圖 扇面形法華經冊子 伴大納言繪詞 鳥獸戲畫繪卷
- 第十五圖 石山寺多寶塔 圓覺寺舍利嚴
- 第十六圖 東大寺南大門金剛力士像 六波羅密寺空也上人像
- 第十七圖 龜山天皇宸筆 蒙古襲來繪詞
- 第十八圖 春日權現靈驗記繪卷 清水寺緣起繪卷
- 第十九圖 後醍醐天皇御尊影 護良親王御祈願狀
- 第二十圖 懷良親王御筆梵網經 楠木正成書狀 名和長年書狀
- 第二十一圖 鹿苑寺金閣 妙喜庵書院內部
- 第二十二圖 雪舟筆山水長卷 狩野元信筆花鳥圖
- 第二十三圖 醍醐寺三寶院庭園 菩路城
- 第二十四圖 狩野永德筆源氏物語圖屏風 長谷川等伯筆松林圖屏風 狩野山樂筆虎溪三笑圖
屏風
- 第二十五圖 豊臣秀吉高山國(臺灣)に與ふる書 九州三大名使節羅馬入府圖
- 第二十六圖 狩野内膳筆南蠻屏風 リスボン港印度航海船碇泊圖
- 第一圖 古代朝鮮圖
- 第二圖 上代皇都の變遷圖 朝鮮半島の變遷圖
- 第三圖 平城京平安京圖
- 第四圖 大内裏及内裏圖
- 第五圖 日唐交通圖
- 第六圖 五畿七道及國分寺所在圖
- 第七圖 文永弘安役圖
- 第八圖 吉野時代要地圖
- 第九圖 戰國群雄割據圖
- 第十圖 世界航路圖

歷史地圖目次

國體

序說

一國史の展開 天つ日嗣の神聖にして一系無窮なる、肇國の皇謨の宏遠にして雄大なる、これ我が國體の核心である。古來東西に幾多の國家が興亡したが、いづれも易姓革命の下に断續したものに過ぎず、それぞれの建國精神はあつても、これを持續したものがなく、その歴史は我が國の歴史と大いにその性質を異にするものがある。皇國に於いては、悠遠の古より皇統連綿として、御歴代の天皇は、肇國の皇謨を紹述して常に國家の隆昌と民草の福祉に大御心を垂れさせ給ひ、臣民は祖先の遺風を繼いで相率ゐて忠誠の念を以て天皇に仕へまつり、國は一家をなし、君民は一體である。即ち皇國の歴史は、開闢以來一途の繼承發展であつて、尊嚴なる國體を基幹として醇美なる國風を發揮し、國運は彌榮えに伸長し、常に新たなる創造を展開する。

我が國民精神は我が國體に淵源し、國體に隨順するをその本義とし、時運の進展とともに躍動發展する。この國民精神の特性は、我が國の風土に由

來するところが少くない。我が國の風土は風光明媚・氣候溫和にして、四季景觀の變化に富み、これによつて國民は、おのづから自然と親しみ、自然に順應するうるはしい情操を養ひ、和と隨順の精神に育くまれてゐる。さらに注意すべきは、我が國民が國土に親しみ、國民と國土との一體觀に生きてゐることである。即ち國土と國民とは、國生みの神話に見えてゐる如く、一體不可分のものであつて、天皇は、國土と國民の一切を育くみ給ひ、國民は國土とともに大君に仕へまつる。この國土と國民との一體觀は、我が國民生活の中に現はれてゐる。例へば、農業に從事する人々は、季節の變化に應和して、或は祭祀を中心とする年中行事の上に、或は衣食住の生活様式の上に、國土との密接な關係を示してゐる。

かかることがらは、國史を通じて國家各般の組織の上に現はれてゐる。即ち一家・一郷・一國を通じて親和融合し、天皇の下に、人と人、人と物とが一體となるところに我が國民生活の特質がある。

我が國民性は、敬神崇祖の念に篤く、また包容・創造の力に富むを以て、自ら

崇高なる國民精神を生成發展せしめたのである。大和魂といひ、日本精神と呼ばれるのは、即ちこれである。國史の成跡は、即ち國民精神の凝つて成れるものにほかならず、皇國の使命は、この崇高なる傳統的國民精神の發揮によつて達成されるのである。

今や我々國民は、大詔を奉體し、大東亞戰爭のまつただ中にある。この戰爭を完遂せんがためには、肇國以來の大理想たる八紘爲宇の精神を發揚し、大東亞地域内の諸民族をして各、その處を得しめ、大東亞共榮の實を擧げなければならぬ。世界の歴史に於いては、獨り我が國のみが肇國以來一途の繼承發展をした國であつて、この事實こそ、日本が大東亞の中軸であるとともに、今や改めらるべき世界秩序の中心たり得る所以である。この光榮ある皇國の傳統を護持し、さらに子孫にこれを頌ち與へ、子孫もまた皇國の光榮を繼承し、これを護持すること、そこに皇國の歴史の眞意義が體認されるのである。

が國民の精神的活動の生成發展の遺跡である。されば我が國民は、國史を顧み、國史を學ぶことによつて歴代天皇の御偉業を仰ぎ、祖先の行跡を偲び、國史のうちに脈々として流れる偉大なる傳統の力を把握し得る。廣く世界民族興亡の跡を顧みるとき、國史は一層燦然として輝き、愛國の精神は一段と熾烈を加へ、道義の觀念はいよいよ高められる。かくして、我が國の歴史的使命を自覺することができ、いよいよ世界新秩序の創造に盡くさんとするの覺悟を固くする。

明治天皇の御製に、

國民はひとつ心にまもりけり

遠つみおやの神のをしへを

と拜するのは、皇國臣民の敬神崇祖の美風が、國史を一貫して今に傳へられてゐることを御詠みあそばされたものと拜察し奉る。即ち歴史に生きる國民の自覺、國民の傳統的精神を訓し給うたのである。

天皇はまた「子」と題し給うて、

すすみゆく世に生れたるうなゐにも

昔のこととは教へあかなむ

と御詠み遊ばされ、日に月に進み行く世に生れた兒童にも、歴史教育の必要なる旨を仰せ給うた。歴史事實を知ることに依つて祖先の偉業を顧み、國家發展の因由を明らかにし、國民精神を鼓舞顯揚し、眞に皇國民としての自覺を喚び起さしめる。古來我が國で歴史の編纂が行はれたことも、國家的自覺を強調せんがためであつた。また歴史を「かがみ」と稱する所以は、過去の事象も歴史に照らせば明らかとなり、現在及び將來に處するの鑑識となるといふにある。例へば、聖德太子の國史編纂の御事業も、國民の國家的自覺を強調し給ふにあり、また北畠親房の神皇正統記、或は徳川光圀の大日本史は、我が國體に對する自覺を喚起せしめるにあつたのである。

およそ人間生活の事象は、過去・現在・未來に亘つて永遠に繼續發展するものである。しかしそのうちに生起する事象は、個々別々に獨立するものではなく、相互に聯關係因果關係を有するものである。即ち或一つの事象が

如何に生成したか、またそれが他の事象と如何なる關係にあるかを考へ、常にその事象を時代に關聯せしめて國家全體の上にその意義を把握する。ここに歴史研究の要諦が存する。

もとより歴史の研究に當つては、過去の事實を尊重しなければならないが、時に過去の事實を悉く羅列し、それらの事實を純客觀的に考察叙述するを以て、歴史の本體であるとなすものがある。若しかくの如きを以て眞の歴史とすれば、歴史は、古人の仕事を反覆し、その影を寫してこれを眺めるに過ぎないものであり、またかかる敍述は、實際に於いて不可能である。それ故に、歴史研究に於いて最も重要なことは、過去の事實を究明するとともにその事實のもつ價值を尋ねることにある。

ここにいふ歴史事實の有する價值とは、歴史事實の有つ意義と言ひ換へてもよい。その歴史事實は、如何なる原因によつて生起したか、また後世に如何なる影響を與へたか、國史の上に如何なる意義を有するか等を検討することを言ふのである。即ち歴史研究に於いては、一つの事件も人物も生

成發展の全體の關係より判断せられるべきであつて、その相關關係が深ければ深い程、その意義を増大する。しかして一事件が、國家の發展全體の上に如何なる影響を及ぼしだかに就いては、時を経るに従つて明瞭となり、また一事件の有する歴史事實の意義は、國家の發展全體に對する理解が深まれば深まる程、明確にせられるのである。

歴史的理學とは、過去の事實そのままを知ることのみならず、その事實をして永遠なるものを把握せしめるにある。例へば、楠木正成の歴史を見る時、正成の生歿及び行跡を誦記するのではなく、その忠勇義烈の精神に感激し、その精神が現在に於いてなほ我々とともに生き、さらに未來に及ぶことを知るであらう。古來忠臣義烈の士の行跡は、それらの人々の全人格を通じて永遠に生きるものである。

即ち歴史的理學は、萬古不易の國體を基本とし、國家の發展全體の上より永遠なるものを把握するにある。しかして國家發展の様相は、時代をよつて異なるものがあるから、過去の事實を如何に把握するかは、その時代によ

序　說

八

つて變化する。中世に書かれた歴史は、中世的把握であり、現代にはまた現代的把握を必要とする。我々は過去の事實の上より常に新らしい意味を理解しなければならない。かくて歴史は、時代とともに永遠に進歩發展し、常に國民の心に反省の糧と激刺たる生命とを與へずにはおかないのである。

天地開闢

第一章 肇國

第一節 肇國の宏謨

一國土生成 我が肇國は、皇祖天照大神が皇孫瓊杵尊をこの國土に降臨せしめ給うたときに存する。古事記・日本書紀等は、皇祖肇國の御事を語るについて幾多の語事を傳へ、これによつて肇國の意義を闡明してゐる。即ち古事記には、

天地の初發の時、高天原に成りませる神の名は、天之御中主神、次に高御產集日神、次に神產集日神、この三柱の神はみな獨神成りまして、身を隠したまひき、

とあり、また日本書紀には、

天先成而地後定。然後、神聖生其_ノ中焉。故曰、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也。于時天地之中生一物、狀如葦牙。便化爲神號。

國常立尊。

とある。かかる語事・傳承は古來の國家的信念であつて、我が國はかかる悠遠なるところにその源を發してゐる。しかして國常立尊を始めとする神代七代の終に、伊弉諾尊・伊弉冉尊が成りましたのである。

伊弉諾尊・伊弉冉尊二柱の神は、天つ神諸々の命を以て、漂へる國の修理固成の大業を成就し給うた。即ち古事記によれば、

是に天つ神諸の命以ちて、伊邪那岐命・伊邪那美命二柱の神に、この漂へる國を修理り固成せと詔りごちて、天の沼矛を賜ひてことよさしたまひき。

とあり、日本書紀には、

伊弉諾尊・伊弉冉尊、立於天浮橋之上共計曰、底下豈無國歟、迺以天瓊矛指下而探之。

とある。かくて伊弉諾尊・伊弉冉尊二神は、まず磧馭盧島に天降りまし、次々に大八洲の島々を生み給うた。これ即ち大日本豐秋津洲即ち本州を始め、伊豫二名洲・筑紫洲・億岐洲・佐渡洲等の島々である。さらに二神は、山川・草木

その他他の神々を生み給うたと傳へられてゐる。かくて二神は、まず大八洲を生みついで山川・草木・神々を生み、さらにこれらを統治せられる至高の神たる天照大神を生み給うた。即ち古事記には、

此の時伊邪那岐命大く歡喜ばして詔りたまはく、吾は子生み生みて、生みの終に三貴子得たりと詔りたまひて、即ち其の御頸珠の玉の緒もゆらに取りゆらかして、天照大神に賜ひて詔りたまはく、汝が命は高天原を知らせと、ことよさして賜ひき。

とあり、日本書紀には、

伊弉諾尊・伊弉冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟。於是共生日神、號大日靈貴。一書云、天照大神、此子光華明彩、照徹於六合之内。

とある。

二天照大神 天照大神の御稟威は宏大無邊であつて、萬物を化育し、高天原の神々を始め、二柱の神の生ませられた國土を愛護し、群品を撫育し、生成發

展せしめ給ふことを拜し奉るのである。

天照大神は、この大御心・大御業を永遠に發展せしめられるために皇孫瓊杵尊を葦原中國即ち我が國土に降さんとし給うたが、このとき國土は、大神の御弟素戔鳴尊の御子孫であらせられる大國主神を中心とする神々によつて經營せられてゐた。大神は、そこで國土奉獻の大命を大國主神に傳へしめ給うたが、使者は久しく復奏しなかつたので、さらに經津主神・武甕槌神を出雲國に遣はし給うた。大國主神は、御子事代主神とともに謹んで仰せに從ひ、國土を奉獻し、天神の御尾前となつて仕へまつらんと答へ奉られた。よつて大神は、大國主神の御ために壯麗な杵築宮を造營し給うた。杵築宮は、今もなほ出雲大社として祭祀せられてゐる。このことは、大國主神が天照大神への忠誠の念厚く、一點の私心を有せられなかつたことによるものであり、輔弼翼賛の大道並びに君臣の大義は、神代の昔にその範が示されてゐる。

三皇孫降臨 ここに於いて天照大神は、皇孫瓊杵尊を葦原の瑞穂國に

降臨せしめ給うた。大神は、このとき皇孫に勅して、

葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

と宣らせられた。ここに儼然たる君臣の大義が照示せられて、我が國體は確立し、天照大神の御子孫が、この瑞穂の國に君臨し給ひ、その御位の隆えますることは天壤とともに窮りないのである。この肇國の大義は、國史に展開し、永遠に貫かれるのである。

三種の神器

瓊劍の三種の寶物を賜ひ、特に八咫鏡については、

此の鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如きまづれ。と教へ給うた。これ即ち今に連綿として皇位のみしるしと仰ぐ三種の神器の起りであり、御歴代の天皇は、常に皇祖に仕へまつる御心を以てこれを齋きまづられ、敬神崇祖の範を垂れさせ給ふのである。

瓊瓈杵尊は、降臨に際して五部神を從へさせられた。これ即ち中臣の祖天兒屋命、忌部の祖太玉命、猿女の祖天鷗女命、鏡作の祖石凝姥命、玉作の祖玉屋命である。ほかに大伴連の祖天忍日命、久米直の祖天津久米命は、武装いがめしく尊の御前に立つて天降つた。これらの神々は、こののち祭政・工藝及び軍事等を司つて、皇室に奉仕した主要な氏族の祖神である。これ氏族が皇室に仕へ奉る所以を示すものであつて、君臣の大義と國家組織の大本とは、ここに定まつてゆるがないのである。

かくて瓊瓈杵尊は、皇祖の神勅を體し、三種の神器を奉じ、五部神を從へさせられ、天の岩座をあしはなち、天の八重雲をおし分け、稜威の道別にちわきて、筑紫の日向の襲の高千穂の峯に天降りました。尊はのちに笠狭之崎に宮居を造り給ひ、御子彦火火出見尊は高千穂の宮に、さらにその御子鷦鷯草葺不合尊も日向にましました。瓊瓈杵尊・彦火火出見尊・鷦鷯草葺不合尊の御三代は、ひたすら正を養ひ、慶を積み、暉を重ね給うて、この間に多くの歳月を経させられた。

國土生成

伊弉諾尊・伊弉冉尊、立於天浮橋之上共計曰、底下豈無國歟、迺以天之瓊瓊玉也、矛指下此曰努。而探之、是獲滄溟其矛鋒滴溼之潮、凝成一島。名之曰磤駁盧島。二、神於是降居彼島、○中迺生大日本體。下皆效此。豐秋津洲次生伊豫二名洲。次生筑紫洲次雙生隱岐洲與佐度洲。世人或有變生者象此也。次生越洲次生大洲。次生吉備子洲由是始起大八洲國之號焉。即對馬島、壹岐島及處々小島皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。一書曰、○中次生海次生川、次生山、次生木祖句句迺馳、次生草祖草野姫。亦名野槌。(日本書紀卷二)

天照大神の御出生

伊弉諾尊伊弉冉尊、共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟。於是共生日神、號大日媛貴大日媛貴、此云於保比彌咩能武智彌音力丁。此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國。自當早送于天而授以天上之事。是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上也。次生月神一書云、月弓宿、月夜見尊、月讀尊。其光彩亞日。可配日而治、故亦送之于天。(日本書紀卷一)

大國主神の國土奉獻

二神○經津主神、於是降到出雲國五十田狹之小汀則拔十握劍倒植於地。諸手船亦名天載使者稻背脛遣之而致高皇產靈勅於事代主神且問將報之辭時事代主神謂使者曰今天神有此借問之勅我父宜當奉避吾亦不可違因於海中造八重蒼柴籬柴此云踏船櫓船櫓此云而避之使者既還報命故大己貴神便以其子之辭白於二神曰我怙之子既避去矣故吾亦當避如吾防禦者國內諸神必當同禦今我奉避誰復敢有不願者乃以平國時所杖之廣矛授二神曰吾以此矛卒有治功天孫若用此矛治國者必當平安今我當於百不足之八十隈將歸去矣。隈此云言訖遂隱（日本書紀卷二）

第二節 神武天皇の御創業

日向御三代 一御東征 琉璃杵尊より御三代の間は同じく日向の國にましまして以て

皇基の振起に努め給うたが、瓊瓈杵尊の御曾孫に當らせられる神武天皇に至つて御東征の大業を成就し、天業を恢弘し給うた。

神武天皇は鷦鷯草葺不合尊の御子にあはしまし、東方の美地に天業を恢弘せんと思し召され、彼の地は必ず當に以て天業を恢め弘べて、天下に光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か。○中何ぞ就いて都らざらんや」と仰せられ、皇都を中州に定むべき堅き御決意と雄大な御抱負を明らかにし給うたのである。

かくて天皇は、皇兄五瀨命を始め諸皇子に議つて東征の御事を決し給ひ、御親ら舟軍を率ゐて日向を發せられ、速吸之門を過ぎて菟狹（宇佐）に寄らせられ、次に筑紫の闇水戸に入らせられ、さらに安藝の埃宮（一に多祁理宮）に進み給うた。それより吉備に幸して高嶋宮にましまし、ここに歲月を重ねて浪速に著き給うた。天皇はこの地に御上陸あらせられ、膳駒山を越えて大和に入らんとせられたが、この時大和の鳥見に長髓彦なる賊長があつて、天つ神の子饒速日命を奉じ、皇軍を孔舍衛坂に遮つたので、皇兄五瀬命は流矢

を受けて傷つき給ふに至つた。ここに於いて天皇は、日の神の子孫にして日に向つて虜を征つは、天道に逆ふものと考へ給ひ、軍を還し、海路南に紀伊半島を迂廻するの策を樹て給うた。

かくて皇軍は、南方迂廻の途についたが、紀伊國竈山に於いて五瀬命が薨去せられ、また熊野の海上に於いて暴風にあひ、皇兄稻飯命・三毛入野命の御二方が御身を海に投じて海神の怒を鎮められるなど、並々ならぬ苦難ののち、遂に熊野に上陸し、八咫烏の嚮導によつて大和に入ることができた。そして所在の土豪を征ち從へ、遂に長髓彦の本據に迫り、金鷲の靈瑞によつてこれを擊破した。饒速日命は順逆の理を悟り、長髓彦を誅して皇軍に歸順したので、ここに大和地方は全く平定した。

二即位　かくて天皇は、都を大和の櫛原に定め、大宮を營み給うた。その時に下し給うた詔には、

夫れ大人の制を立つる義、必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はむ。且當に山林を披拂ひ、宮居を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元

元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ。然して後に、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて字と爲むこと、亦可からずや。

と仰せられた。都を奠めて寶位につき、萬民を撫育し、以て上は皇祖天照大神の國を授け給ひし神徳に答へ、下は皇孫瓊杵尊の正しきを養ひ給ひし大業を弘め、しかるのち、八紘爲宇の雄大極りなき御理想と篤き報本反始の御精神とを明らかにし給うたのである。すなはち肇國の大理想と大使命とが、全人類の永遠の福祉を實現せんとする八紘爲宇に存することを宣べ給ひ、しかしてこの大使命こそは、惟神の道、皇道精神の本然の發露なることを御明示あらせられたのである。

天皇は、かくて櫛原宮に即位し給うた。即ち第一代の天皇と仰ぎ奉り、また始馭天下之天皇と稱へ奉る。しかして御即位の年を以て皇國の紀元元年とし、皇國の無窮の發展を算ふべき基準の年とする。我が紀元は、歐米諸國の紀元が國家を離れたものに據り所を求め、單に時の推移を現はすもの

として共通に用ひられるのとは全くその本質を異にし、神武天皇の皇祖の御理想を地上に顯現し給うた御偉績を記念し奉り、天地とともに無窮に發展すべき國家的生命に即してゐるのである。

鳥見の靈時 三祭政一致 四年天皇は、靈時を鳥見山中に立てて皇祖天神を祭り給ひ、詔して、

我が皇祖の靈天より降臨りて、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜已に平ぎ、海内無事なり。以て天神を郊祀りて、大孝を申べたまふべき者なり。

と仰せられた。天皇は、御みづからの御大業を以て皇祖の天業を恢弘するものにほかならずとせられ、報本反始の御精神を以て皇祖の祭祀を行ひ、大孝を致させ給うたのである。

御歴代の天皇は、皇祖皇宗を祀り、皇祖皇宗の御理想を以て大政をみそなはせ給うた。かくて皇祖皇宗の御精神は、歴代天皇の御統治を通じて常に具現せられた。歴代天皇は、ここを以て皇祖皇宗を祭祀あらせられ、皇祖皇

宗の御心を御みづからの御心とし以て大政をみそなはせられるのである。換言すれば、皇祖皇宗の御精神は、常に天皇の御統治を通じて永遠に生き給うてゐるのである。歴代天皇は、親しく皇祖皇宗の神靈を祭らせられ、恒例臨時の祭祀を嚴修あらせられ、皇祖皇宗の御心のまにまに大政をみそなはすのである。故に祭祀と政治との御精神は、ともに皇祖皇宗に歸一するのであって、すなはち祭政一致の根本義はここに存する。皇祖皇宗の宏大無邊なる神徳が直ちに天皇の御稟威であり、惟神の道が常に現實であるのも、この根本義によるものである。

神武天皇の御創業は、炳として日星の如く、萬世に鑽仰し奉るところである。天皇の御事業は、一に皇祖の御理想の實現にあつたのである。しかして都を中州に定めて、國運の新たなる發展の基礎を固め給ひ、崇高なる聖徳の範を垂れ給うた。歴代天皇は、皇祖の國を肇め給ひし御徳を仰ぎ給ふ時、神武天皇の御聖業に思をはせ給うたのである。殊に國步艱難にして宸襟を憐まし給ふの時、その御偉業を想起あらせられた御事例は少くない。繼

體天皇には、神武天皇が功臣道臣命を用ひ給うた故事を偲ばせられて、廉節の士を擧げんことを宣べさせられた。明治天皇は、王政復古の大號令の詔に、「諸事神武創業ノ始ニ原キ」と宣はせられ、これが維新鴻業の指導精神となつたことは、神武天皇鑽仰の精神が至高至大なる意義に於いて發揚したものであつた。即ち國運の進展は、常に神武天皇鑽仰の精神の昂揚によつて裏付けられてゐることを知るのである。先年紀元二千六百年を迎へた時、國を擧げて神武天皇の御偉績を偲び奉つたが、この時畏くも詔勅を下し給ひ、「神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ逮ビ茲ニ紀元二千六百年ヲ迎フ」と仰せ給うたことは、なほ我々國民の記憶に新たなるところであらう。

神武天皇東征の勅

昔我天神高皇產靈尊、天日靈尊、舉此豐葦原瑞穗國而授我天祖彦火瓊瓊杵尊。

於是彦火瓊瓊杵尊、闕天關、披雲路、駢仙蹕、以戾止。是時遷屬鴻荒時鍾草昧、故蒙以養正治此西偏、皇祖考乃神乃聖、積慶重輝、多歷年所、自天祖降跡、以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲。而遼邈之地猶未嘗於王澤、遂使邑有君村有長、各自分疆、用相凌蹠。抑又聞於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天磐船飛降者。余謂彼地必當足以恢弘天業、光宅天下、蓋六合之中心乎、厥飛降者謂是僥幸日歟、何不就而都之乎。（日本書紀卷三）

神武天皇の即位

辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於櫛原宮。是歲爲天皇元年。尊正妃爲皇后。生皇子神八井耳命、神渟名川耳尊。故古語稱之曰於畝傍之櫛原也。太立宮柱於底磐之根峻峙、搏風於高天之原而始馭天下之天皇號曰神日本磐余彦火火出見天皇焉。（日本書紀卷三）